

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度里庄町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 8 月 8 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第3号

専 決 処 分 書

平成28年度里庄町一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年7月7日

里庄町長 大内 恒章



理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の規定に基づき、超過納付となっている法人町民税の中間納付額を直ちに還付する必要があるが、当初予算を大幅に上回る還付金が必要となったことから、当該還付金を支出するための予算措置を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年度里庄町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度里庄町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,555,111千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月7日

里庄町長 大内恒章

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		99,491	12,000	111,491
	1 繰越金	99,491	12,000	111,491
歳入	合計	4,543,111	12,000	4,555,111

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		625,790	12,000	637,790
	2 徴税費	97,572	12,000	109,572
歳出	合計	4,543,111	12,000	4,555,111

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	99,491	12,000	111,491
歳入合計	4,543,111	12,000	4,555,111

#### 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	625,790	12,000	637,790	0	0	0	12,000
歳出合計	4,543,111	12,000	4,555,111	0	0	0	12,000

## 2 歳 入

(款)18 繰越金

(項)1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1繰越金	99,491	12,000	111,491	1繰越金	12,000	前年度繰越金
計	99,491	12,000	111,491			

## 3 歳 出

(款)2 総務費

(項)2 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
2賦課徴収費	43,819	12,000	55,819				12,000	23 償還金利子 及び割引料	12,000	過誤納還付金及び還付加算金	
計	97,572	12,000	109,572				12,000				